

## 東京大学文学部所蔵富田文書の紹介

戸谷穂高  
杉山巖

### はじめに

### 一 富田氏とその文書

本稿では、文学部所蔵「富田文書」の解題・文書目録・翻刻（一部）を示したうえで、基礎的考察を適宜おこなう。なお本稿は、杉山巖・戸谷穂高両名による共同執筆であるが、平成二十二年十一月十一日の原本調査にあたっては、次の方々にもご協力をいただいた。

屋良健一郎・堀川康史・宮崎正博（以上、東京大学大学院人文社会系研究科大学院生）、金冨泰（同研究生）、畑山周平・横山綾乃・小池勝也・下田桃子・長崎健吾・宮野健司（以上、同文学部歴史文化科学部生）

また文学部所蔵文書の調査報告は、過去にも本紀要四・七・八号にておこなわれており、今回の調査もそれと多分に連続する点を付記しておく。

後掲目録①よりわかるように、本文書群の時代分布は天正末期～元和年間、および十七世紀末、そして幕末期にほぼ三分される。

富田氏関係文書群は、まず明治三十七年に、東京府麻布区市兵衛町富田知止氏所蔵にかかるものが、東京帝国大学史料編纂掛によって採訪された。その成果は、影写本『富田文書』（請求記号 3071.36-24）の前半部分（第一丁～第五二丁、十七点）として東京大学史料編纂所に架蔵されている。これらの文書と近世文書群とをあわせて、同四十二年十二月二十三日に東京大学が購入したものが、現在文学部に所蔵されている富田文書である。

その後の昭和五年になって東京大学史料編纂所では、東京府豊多摩郡世田谷町三宿に転居していた富田氏のもとに再び史料採訪に訪れている。前述した影写本『富田文書』の後半部に収められているものが

それである。

## 二 富田氏歴代の系譜関係

本節では、原藏者富田氏につき、一次史料の豊富な一白を初代と便宜的に定め、それ以降の系譜を簡単に確認しておく。

① 一白（平右衛門尉・左近将監、入道水西）

『寛政重修諸家譜』に「知信」とあるため、それを実名、「一白」を道号とみなす文献も多いが誤りである。対北条氏交渉失敗の責務を負ったのちも、政権内にて多くの活動を確認でき、その致仕はあくまで一時的なものであったと思われる。慶長四年十月二十八日没。

② 信高（初名知勝・知信、信濃守、入道宗作）

現在は影写本をとおしてのみ確認できる天正十八年十月二十八日付後陽成天皇口宣案にて、「豊臣知信」が従五位下・信濃守に任じられていることにより、これは一白息、つまり以後「信濃守」として史料上に確認できる信高を指すと考えざるをえない。文禄四年より伊勢安濃津城主、慶長十三年九月に伊予板島（宇和島）へ加封されるも、同十八年十月改易、磐城平藩鳥居忠政のもとに預けられる。寛永十年二月二十九日没。

③ 知幸（藤五郎、入道宗清）

父信高とともに磐城平藩に蟄居のすえ、水戸徳川頼房に仕える。

以下、富田家の当主は④知宣・⑤知辰・⑥知真・⑦知利・⑧知重（妹は長尾景徳に嫁す）⑨知字・⑩知定（水戸藩書院番頭七〇〇石・

元治二年に古河で切腹）と続き、⑪知止（安島信立次男）の時に史料採訪が行われると共に、本文書群が東京大学に移されたのである。

## 三 文書群の構成と文書個々の問題点

次に、本文書群の構成を概括しておく。

第一括 天正年間〜十七世紀中期にかけての武家発給文書で、現在は一巻に軸装されている。

(一) 家康息秀忠は、文禄元年九月九日〜文禄三年二月十三日間に権中納言（のち散位）、そして『家忠日記』などにより、家康の関東下向・秀忠の上洛が確認される文禄二年と比定される。

本文書の花押は、中村孝也氏『新訂徳川家康文書の研究』下巻之二、一三四〜一三九頁の「花押集」に第二系列として紹介されており、また（年月未詳）二十三日付浅野長政（長吉）宛書状（大日本古文書『浅野家文書』一三四号）にも同様のものを見出せる。

(二) 差出は不明ながらも、越後堀氏関係者から伊予在国中の富田信高へ充てられた書状と推測される。土井利勝らに対する加増の記事などから慶長十五年のものとされ、信高息藤五郎や信高弟佐野信吉との交流、および伯耆米子藩領処理や要人死没などの情報もたらされるほか、堀氏側から奉公人召し抱えの切実なる要請があるのも、幕藩体制確立期ともいえるべき、当時の政治情勢を如実にものがたる。

(三) 差出の秋田実季は、慶長七年に本領秋田から常陸国宍戸に転封、

同十六年正月十六日に秋田城介に補任され（後陽成天皇口宣案「東北大図書館所蔵秋田家史料」『青森県史』資料編中世二、八二四号）、寛永元年春に入道（号宗美）する点、そして文面から將軍の代替わりの直後とうかがわれる点から、七月に秀忠から家光への代替わりが行われた元和九年のものとして推測される。実季が、この機に信高入道宗作への恩赦が下されるよう望んでいる状況とともに、鷹・鴈など主要贈答品、はては犬までも確保に難儀する状況、その一方、『源氏物語』の書写、煎茶の贈与など、大名層が新文化の担い手となるその萌芽を見出すことができる。

（四）幕府老中安藤重信が、本多正信・正純父子を通じて「御新城御台所」まで年寄の派遣を命じられた旨を伝えたものである。「彼公事」とは、津和野藩主坂崎出羽守の一族で、罪をえて家中を出奔した左門を信高が匿つたことに対して、出羽守が引き渡しを求めた件を指しており、信高改易の引き金となった事件である。なお信高の室は出羽守の妹である。

（六）内藤忠興は、元和八年、鳥居忠政の出羽山形転封に際して、磐城平藩主となった。先述の「左門事件」によって信高が磐城蟄居となったことから、息知幸（宗清）とも交友が生まれ、水戸藩仕官後もこのような音信の形で両者の関係は継続した。

（七）宗清から、内藤忠興・稲葉正則を経て、鼓胴が將軍に献上されている。なおこの件は、『寛政重修諸家譜』内藤忠興の項に「延宝二年九月十一日海松鋤の蒔絵したる小鼓の胴をたてまつる」とあり、

その年次が判明するが、宗清が献上の主体である点は伏せられている。

（八）伊達・芦名間にて摺上原合戦がおこなわれた天正十七年七月の情勢に合致するが、明らかに後世の作である。しかし注目すべきは、偽作者があえて白河隆綱を書状発給者に選んだ点にある。なぜなら隆綱の存在は、江戸期白河氏（仙台・秋田両系統とも）関係者の歴史認識から抹消されており、『白河市史』五古代・中世資料編2（一九九一年）の編纂によって、ようやく明らかとなったものだからである（隆綱を、戦国期白河氏最後の当主義親と同一とみなす説、あるいは別人とする説とが現在も併存するが、筆者（戸谷）は後者を推す）。このような人選、また冒頭の「此度佐・会以御相談」など比較的こなれた表現が見られることから、この創作の素材となった一次史料の存在を推測できようか。

**第二括** 『寛政重修諸家譜』信高の項にみえる初名「知勝」で発給された文書のひとつである。宛所が確認できないため、詳細は不明であるが、富田氏発給文書であることに特徴がある。また影写本にも載録されていないことから、他の受給文書とは別個に保管されていた可能性もある。

**第三括** 幕府が中井正清を棟梁として造営した内裏は、慶長十八年十一月十九日に上棟を迎えており、本文書は同年に比定できる。「左門事件」によって江戸に召喚された信高の処遇を心配する近衛信尹の姿に、信高の広範な交友関係を窺い知ることができる。

第四括 松平秀康は越前入国後、慶長六年（一六一一年）にかけて、福井城

の大規模普請を進めている。文意の不明な部分も多いが、堀や堀、はては絵付きで櫓、など各施設の構築に、秀康が具体的な指示を出していることがわかる。宛所の土屋正明は大野城主を務めた重臣で、秀康死後に殉死しており、その子孫で、津山藩藩政を務めた長尾勝明が識語を寄せている。このように、本文書は富田氏と積極的な関連性を見いだせず、また影写本不採であることから、やはり何らかの理由で混入したものと考えられる。

第五〇括 いずれも秀吉による知行充行に関連する文書であり、天正十八・十九年の美濃・近江国内知行時代と、文禄四年の伊勢国内知行時代とがある。すでに三鬼清一郎氏編『豊臣秀吉文書目録』（名古屋大学文学部 一九八九年）にてその存在は把握され、また七・八については『三重県史』資料編近世Ⅰ（一九九三年）に影写本を底本として採録されている。

第二一・二括 まず一一括は、冒頭に

「野井川村

一、三百七拾石斗式升五合 富田主殿助

布野村

一、七百五拾壺石六斗五合 同

土居村

一、五百八十九石八斗三升式合 同

石原村

一、式百八十九石七斗八升式合 同

メ式千壺石四斗四升五合

などとみえるように、給人別に知行の所在・石高を書き連ねたものであり、記載内容の確認を通して、知行分布にくわえ、富田家中の構成に迫ることも可能である。羽柴譜代系大名が相次ぐ加増のなかでいかに家中を拡充したのか、その内実を検討するうえで、富田氏の事例は希少価値を持つ。伊予移封後の史料である一二括の性格とあわせ、別の機会に検討したい。

以上に紹介した中世末期から近世初頭の文書、および十七世紀中頃の文書とともに、本文書群を構成しているもう一つの要素が幕末の水戸藩に関わる一連の史料である（第三括～二九括）。これらの史料は、a. 富田知定の代より富田家に伝来したと考えられるものと、b. 本来は安島家に伝来していたものが、安島信立の次男知止が富田家を継いだ際に富田家にもたらされたと考えられるものに大別される。

ここで、富田家の幕末の当主である知定についてその事蹟を簡単に紹介しておく。富田知定（一八三八―一八六五）は、本稿「二」で触れた富田家の第九代当主知字の長男として産まれた。父知字が祖父知重に先立って死去したため、知定は知重の跡を継ぎ、中寄合・使番・目附・側用人を経て文久元年（一八六一）水戸藩の参政となり、元治元年（一八六四）には書院番頭に昇った。

水戸藩にあつて知定は、尊皇攘夷を唱え、安政五年（一八五八）に將軍継嗣問題や条約調印をめぐる対立していた井伊直弼らにより藩主徳川斉昭が謹慎を命じられ、さらに孝明天皇が水戸藩に下した勅書

をめぐって翌六年に斉昭が蟄居を命じられると、赦免を願って運動したという。

次いで元治元年、いわゆる「天狗党の乱」が起きると、知定は水戸藩の連枝で讃岐国高松藩主の松平頼聰に従い那珂湊で幕府の軍勢と戦い、後に降伏したものの、翌元治二年（四月七日に改元して慶応元年）に切腹を命じられた（東京大学史料編纂所架蔵写本『水戸藩死事録』第一冊、四一丁）。その後、富田の家は水戸藩の参政を勤めた安島信立（安政の大獄の際に切腹）の次男知止が継承したのである。

それでは、富田文書のうち、幕末の史料を具体的に紹介する。

**第一三括** この懐中鏡入には、次のような和歌が書き付けられている。

我心 鏡にうつるものならば

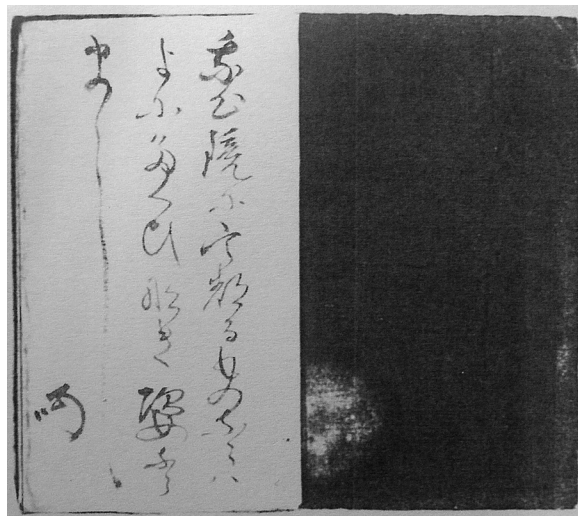
よにたくひなき 姿なら

まし

（花押）

末尾に据えられている花押【図1】をみると、その花押は「烈公画」として『水戸名家遺墨集』（一九四二年）一七に収められている「少女」（安島務氏蔵）の賛の花押【図2】と同型であることから、この和歌を書き付けた人物は徳川斉昭と考えられる。すなわちこの鏡入は、おそらく中の鏡とともに徳川斉昭より拝領したものであろう。斉昭より鏡を拝領した人物が富田知定であるのか、あるいは安島信立が拝領して安島家に伝来していたものが知止を通して富田家にもたらされたものかは現在のところ未詳であるが、斉昭の遺墨の一つとして貴重なものである。

【図1】 富田文書・第一三括「懐中鏡入」



【図2】 徳川斉昭画・賛「少女」



**第一四〇一六括** これらは徳川斉昭の和歌詠草や書状である。このうち第一四括―(一)の和歌詠草と(二)の書状は、包紙に「拝領 安島帯刀」とあることから、安島信立が拝領して本来は安島家に伝えられていたものが、知止家督相続により富田家に移されたものと考えられる。

**第一七・一八括** これらは共に徳川斉昭による朱筆の書き込みがある建白書類で、斉昭に提出されたものに書き込みがなされ、近臣の参政であった富田知定あるいは安島信立に下されたものであろう。

**第一九〇二二括** これらは、徳川斉昭の親族より富田知定に宛てられた書状群で、発給者は斉昭の跡を継いで水戸藩主となった徳川慶篤、斉昭の九男で後に備前岡山藩の池田家を継いだ松平昭休、斉昭の室貞芳院(吉子女王)らである。

**第二二〇二八括** これらは、幕末の水戸家の家臣として署名な人々の書状からなる。このうち二四括―(一)「安島信立書状」は信立から養父の彦之允信順に宛てられたもの、また二五括―(一)「会沢安書状」は信立に宛てられたものである。さらに二二括「戸田忠敬書状」は宛所を欠くものの、信立の実父戸田忠敬より信立に宛てられたものと考えられ、また二五括―(二)「会沢安書状」は信立の実父戸田忠敬宛のものである。

これらのことから、一連の書状は、信立が安島家を継承したことによりもたらされた戸田家文書の一部に、信立自身のもとに到来した文書が加わり、それらが富田家に移ったものに、さらに蒐集された「名

士」の書状を加えたものといえるだろう。

**第二九括** これは全三八丁からなる富田知家の覚書で、表紙には「知定君殉難之砌」懐中之雜書」と記されている。その子細な検討は今度の課題である。

以上、富田文書の史料性格について、それぞれの史料を検討しながら明らかにしてきた。

最後に、富田文書の中から代表的な文書を紹介し、本稿を終えることとする。

○翻刻

1の1 徳川家康書状

(付箋)

『東照宮』

従 大閣様御朱印<sup>(御朱印)</sup> 致頂戴、忝義難申」盡存候、即草生津之」湯を汲寄、於于此方」可致湯治候之間、此趣」可然之様御取合憑入候、」將又御<sup>(指月伏見)</sup> 城御普請過半」出来之由目出存候、中納言<sup>(徳川秀忠)</sup> 無由断様御指南頼」入候、頓而隙明次第」可罷上候間、萬事」其刻可申述候、恐々謹言、

十月十二日 家(花押)

富田左近将監殿

1の2 堀撰津守某文書

(付箋)

『小西行長』

御使札於知行所(二) 拜見忝候、我等事、此」比(ハ)いとま申上、知行へ」参在之候事(二) 候、

- 一、堀淡路とし金五枚」御返被下、誠々忝」奉存候、不慮之仕合(一)
- (二) 而御芳志(二) 罷成候者、」右之金拙者(へ)可相渡」由、庄作<sup>(堀撰津)</sup> 被申越候へハ、」知行(二) 在之故、我々」を使者を壱人、」庄作・淡路御渡シ、」被遊仕候、淡路近比」忝之由御札申遊候、
- 一、佐修<sup>(佐野信吉)</sup> 無何事、去月」廿三、<sup>(廿四)</sup> 四日比(二) 多ちこ守あしか、<sup>(足利)</sup> (二) 在之を、」廻とて、其地(へ)立寄之囀申出候キ、」此程江

戸(へ)御越由」候之間、定而御状可被」遣令存候事、

一、其元相替事無之由」玆重存候、こ、もと無」別条候、藤五様御そ<sup>(富田知孝)</sup> く」さい之由(二) 候、併此比(ハ)知行所(二) い申候間、御」廻(ハ)不申候、御用等者」被仰付様こと、庄作(へ)申談事間、可御心安候事、

一、土大炊殿三万五千石(二) 御成(三) 而候、主知行近所」壱万五千石、明所を」被遣候、立左近<sup>(立花宗茂)</sup> (も)二」万石之加そう共、前々」合式万石共申候、知行(二) 在之」候間、よく(ハ)不存候、松平」越中殿も壱万五千石(二) 御成由申候事、

一、伯州(へハ)加藤左衛門尉<sup>(貞泰)</sup>・関長門<sup>(長門)</sup>・市橋下総遣候、」前之おとな二、三人身」上濟候由申候、嶋次兵衛<sup>(島田重次)</sup> 伯州国仕置所々」引渡シ(三) 被遣候、右之」衆少充かそう由(二) 候、」廿二日(二) 江戸出候、地立(ハ)廿三日(二) 被出存候、よく(ハ)不存候事、

一、仙石市蔵煩、江戸(二) 而」七月四日(二) 罷去(二) 而候、」左候(ハ)越州跡目(二) 孫江戸(二) い被申候、父子」間け(二ハ)不知と申、」きこひ申事候事、

一、本州女中<sup>(伊奈忠次)</sup> いな」備前も罷申候、是(ハ)先書(三) 申入候事、

一、三郎左衛門と申牢人預(ケ)」申度と申候処、但馬・淡路(一) 有り」懇ニ可申越候由」被仰越候、兩人を被」申越候、かんにん成間」敷候間、いか、と思召候、」併是非(三) 令申候ハ、」御同心之由承候、細々」忝存候、御たのもしく」存事候、其様子別格(二) 但馬・淡路方迄申」入候、よく」書中御」らん被成可被下候、」是非奉頼候、恐惶」謹言、

堀津守

八月五日 (花押)

富信の様

人々御中

(追而)

「尚々奉公人事、初(ハ)三郎左衛門と申もの進」度候、後(ニハ)「瀬兵衛と申」もの進度候由申候キ、

(行間)

不首尾之様(ニ)可被思召「候へハ、様子兩人方(へ)」懇(ニ)申入候、御尋可被成候、「何とも、我々(へ)の御ほん(ニ)而候、」何もわかきもの同様なる者(ニ)而候ゆへ、さ様(ニ)申候事、「是非御同心可忝候、被懸御目」を、御ふしやう(ニ)而候へ、被、」十二、三人身(ニ)か、り候ゆへ、「被懸御目を衆へ一人」つ、むり(ニ)御無心中「事(ニ)而候、おかた」御同心ニ候、兩人被申越様、「忝より(ハ)御たのもしく」存事候、忝々(く)かしく、

1の3 秋田実季書状

御札拝見忝存候、仍御「煩御本腹之由、千々萬々」目出度御心易存候、醫道「御鍛錬之故と存候、然者」当「船川家光將軍様(へ)」御代相「渡、世上目出度儀共迄」と聞申候、来年も成「候ハ、牢人衆御赦免之」衆も可有之候哉らん、御「手前など御頼かけらるへ」き事專用候、被懸「御目、相積候儀とも得貴」意度候、将又鷹犬之「事、九兵衛かた迄蒙仰候、」(此)方(ニ)も一円無之もの(ニ)候、「乍去空(キ)御返事

も」如何候ま、よくもなき狗、」(鬼)不可立御用候、」(鬼)つ

宮(へ)者候て、」(鬼)犬引入申もの」相拘申候つる、其もの相果、」はたと事かき申候、并(ニ)生属ノ事易御用(ニ)候、「路次にて死可申も不知」之間、二、三つもと存候へとも、「爰元わな・もち御法度」故、調法不自由故、先「一つ進之候、重而又可」進之哉、御報ニ可承候、萬々」御病後(ニ)候ま、可御六借」と存候、委細三郎左迄申候」間、可被聞召届候、恐惶」謹言、

秋城介

極月十一日 実季(花押)

源氏之事無油断「申付候ま、出来次第」可進献候」

(信忠)宗作様

貴報

(追而)

尚以其元ともし油」不自由之やうに九兵衛「申候間、任有合小桶」(行間)

令進献候、并「(鬼)セむちや」つほ一進候、御たい所ノ」下々ニ可被下候、今ハいつかたも「煎候ちやはやり申候とて、」江戸ノ衆へも御心易」衆へハ如此仕進上申候」間如此候、もし御用(ニ)立候者、とく可進候、

1の4 安藤重信書状

以上

急度申入候、御家中「御年寄衆式人、」御新城御臺所迄「早々被仰付御越」可有之候、(本多正信)佐州・本」(本多正統)上州被仰付候付て、」如此申入候、定



而彼公」事之事ニて可有御」座候間、其御心得之衆を」兩人可有御越候、」恐々謹言、

安對馬守

神無月八日 重信 (花押)

富田信濃守殿

人々御中

1の5 本多正純書状

大御所様(徳川家徳)へへ為端午」御祝儀、御帷子五」□(其カ)内御単物式御」進上被

成候、致披」露候処、御仕合能」御座候条可御

心易候、猶 御内書」追而相調可進之候、」恐々謹言

本上野介

五月三日 正純 (花押)

富田信濃守殿

1の6 内藤忠興書状

貴札殊榮螺一折被」懸御意御心入之段忝令存候、」如仰先日之御出久々(二)而」得御意大慶存候、其以後」神そ以使可申入と存候処、」何角延引か様罷成候、」弥御無事之由珍重存候、」近日水戸(江)御引越被成之由」御尤御座候、就夫於岩城」鷹場川など御かり被成度之由」何時(三)而も安御事候、自然」水戸筋用所も候ハ、可申」入候、被入御念預示過分存候、」猶期後音之時候、恐惶」謹言、

内藤帯刀

四月十日 忠興 (花押)

(表書)

富田宗清様

御報

1の7 内藤忠興書状

一筆令啓達候、其」許弥御無事(二)可有御」座候、珍重存候、然者」海松鋤鼓之筒、今程」御城(三)御鼓無御座由」承候付、差上申度由」稲葉美濃守殿へへ申上候」所(三)、一昨十一日首尾能」公方様(徳川家徳)へ江」差上、難有」奉存候、殊美濃守殿」指上候へハ、天下之名物(二)」罷成候由被仰下、拙者仕合」与大悦御察可被成候、」右之御祝儀迄銀子」式拾枚・箱肴一種令」進覽之候、為御知セ以」飛脚如此御座候、恐惶」謹言、

内藤帯刀

九月十三日 忠興 (花押)

(表書)

富田宗清

人々御中

1の8 白河隆綱書状

此度佐・会以御相談其勢催五千余騎被<sup>(2)</sup>運魚鱗鶴翼、然処奥北伊達太守」政宗公俄然与御対陣、去四日遂一戦、「相互拗矢切矛、士不廻踵、馬不詰轡、一」日血刃、手負・討死数不知其、戰場白骨」積如山、滿河血流染沙中、保土源」今年共上代諸人命闕死古今難哉、見」聞方知不知摸手植胸、無責賤無」老少悲歎哀慟、只且於爰岸柳」攢眉■泣、兩天地為愁、況於人情」乎、雖然思磨到于今干鎧■甲、旌旗」閃于地、兩雄相争於爰雖經数日、未決」輪贏奥寔蝸牛兩角頭候間、孰勝」也、孰劣也、然二歎切累葉骨肉之絶遠儀、公」為媒介被成、御代官一兩輩被差越、漸時宜成就」之上、■凍御目前証拠也、左候者千乘」万海南北平均国家属安全、則諸輩喚」万歳民啼投千壤之歎、大平一曲天下■耳、懇之喜悅二候、万端雖有余管」城公子築毫地提筆鋒而騷乱■国逼迫之間、不腐毫候、恐々謹言、

夷則十一糞

隆綱(花押)

まいる人々御中

睡眠之余、信筆■付候、御嘲弄を以て」御陳中御懸り候

## 2 富田知勝書状

今度者不始之、被於 御前、種々」御取成故、仕合よく 御目見へ仕罷」上候儀、別而可永寿存候、尤致祇候、「御暇候て可申上候へとも、乍自由以書状」申上候、来春者早々罷下、万事」可得御意候、若上方便御用等も御座候者、「可被仰付候、猶近日可申上候、不及御報候、「恐々謹言、

七月九日

知勝(花押)

(追而)

〈前欠〉詣次第御座候、以上

## 3 近衛信尹書状

廿三日之書状」当月四日来」着、江戸へ被越」よし尤候、定而」漸実否可相究と」令察候、其事」はやく聞申度」念望迄候、「禁中之御作事」今月ハ可有」成就よし、太和守<sup>(中井道徳)</sup>申請与、上下」珍重なる事に候、「構而此辺無」何事候之間、「可心安候、「かしく、

小春十五日(花押)

富信州<sup>(信高)</sup>

(猶々書)

猶々急便に」其許にての様」牀可示預候、明」暮きかまほしく候、

(封紙)

富信州

(花押)

封

## 4 松平秀康書状

態使札くハしく承候、「よろつふしんは」か行申、一たん」満足不過

之候、

一、へいちやおそく候」間、いかやう（二）もぬらせ」めされへく候事、

一、木くつれ申候ハぬ」やう（二）土をいれ、」つきめされへく候、

下」者より可申候事、

一、東之ほり成次第」（二）いそきほらせ」めされへく候、此」方より下申者いそ」き申付、二人」やくにちやへそ」をつけあるへ

く、」采女正（長谷部正茂）（二）かたく」申遣候つる、

一、やくら（絵）」如此之事、

一、代官者おそく」いてかし申者、其」通早々申越め」され候へく申候也、」猶小袖祝着候、

九十八日（花押）

（切封）より

土左馬殿（土左正明） 秀

（追而）

尚々、いつ方」ほらせ申も先」

（行間）

おき、何をほらせ」めされへく候、」其方ものともハ」何ハおき候て、」といくつれくち」めされへく候、

越前黄門秀康公者、」（一字台頭）東照大神君之令子也、智」勇兼備、

人咸悦服矣、予」曾祖土屋左馬助正明」仕而承殊恩、所賜之手」書尊

而匣之、予幸伝」通、裝飾以為家宝也、冀」公之徳沢歴世不竭、正

明」之忠誠久而弥彰、題一」語於卷末永諡子孫耳、

貞享二稔乙丑正月吉旦

長尾伊賀勝明謹識

5 美濃国知行方目錄

美濃国知行方目錄

一 五百七拾三石四斗

一 三百八拾五石八斗

一 百九拾參石七斗一升

一 六百九拾壹石貳斗

一 八拾七石五斗

一 貳百八拾壹石七斗

一 參百貳拾九石六斗

一 八拾壹石三斗

一 千八百八拾八石二斗

一 參百四十七石九斗

一 貳百九拾六石四斗

一 六百石五斗一升

一 百六拾壹石八斗

一 五百五十九石三斗

一 參百四拾七石四斗

一 貳百六拾石八斗

一 參百九拾七石一斗

池田郡本郷市橋代官所

同萩原同

同田中村同

同くつ井三ヶ村同

同段村同

同宮地村同

同かうしがいと同

同すなはた村同

同片山村同

同上野村同

同東野村同

同六井むら同

同青柳同

同田畑村同

同ふちしろ

同山ほら同

同草深村同

一 千貳百貳拾六石九斗 同八幡村同  
合八千拾石五斗二升

右為加増令扶助訖、全可領知者也

天正十九年後正月十六日（朱印）

富田左近將監（白）とのへ

6 近江国蒲生郡内知行方目録

近江国蒲生郡内知行方目録

- 一 貳百貳拾五石六斗八升 蒲生郡上畠村
- 一 參百六拾貳石二斗六升 同倉橋部
- 一 四百拾五石六斗三升 同す多村
- 一 四百六拾貳石三升 同七里村
- 一 六百六拾壹石六斗二升 同くすし村
- 一 八百八拾七石五升 同ひかし川村
- 一 千百貳拾七石四升 同ゆけむら
- 一 七百九拾四石四斗六升 同川もり村
- 一 五百五拾八石七升 同いわ井村
- 一 九百六拾石九斗五升 同おくちむら
- 一 貳百七拾六石一斗四升 同殿原村
- 一 千百六拾八石 蒲生こほりいしてら
- 一 四百七拾五石三斗八升 同かもふ堂
- 一 七百貳十七石六斗五升 同岡本村内
- 合九千百七石三斗

右令扶助畢、全可領知者也

天正拾九年四月廿六日（朱印）

富田左近將監（白）とのへ

7 羽柴秀吉知行充行状（折紙）

伊勢国安芸郡「白子村栗真内」貳千石之事「無役令扶助之」畢、全可領知者也

文祿四

五月十六日（朱印）

富田左近將監（白）とのへ

8 羽柴秀吉知行充行状（折紙）

知行所々貳万石「事、左近將監（被）宛行朱印目録」相添令扶助之訖、「此内五千石者無役」、「壹万五千石分軍」役相勤、全可領知者也

文祿四

二月廿八日（朱印）

富田信濃守（信高）とのへ

9 羽柴秀吉知行充行状（折紙）

為加増令扶助知行方「壹万六拾五石壹斗事、上山」城内里岩田上津屋野村「内四ヶ所出米分合貳千」貳拾壹石壹斗可領知候、并「於江州内

參千四拾四石、濃州内五千石、合八千四拾四石、但当年者応物成、高頭以納米可被下、来年御檢地之上被為所定、可被仰付、然者本知壹万、百石都合式万百六拾五石、壹斗全可領知候也  
天正十八

九月七日（朱印）

富田左近將監（白）とのへ

10 羽柴秀吉知行充行状（折紙）

近江国蒲生郡、内所々合九千百、七石參斗事、（目錄別紙／在之）令扶助、全可領知候也  
天正十九

卯月廿六日（朱印）

富田左近將監（白）とのへ

追筆	書止	法量・紙数	形態	状態	備考
付箋「東照宮」	恐々謹言	1:18.5×51.8 2:18.5×25.8	もと折紙カ	良	以下8通1巻
付箋「小西行長」	恐惶謹言	1:16.4×48.0 2:16.4×47.7 3:16.4×48.0 4:16.4×48.1	もと折紙カ	良	
	恐惶謹言	1:17.1×48.7 2:17.1×48.9	もと折紙カ	良	
	恐々謹言	17.7×50.9	もと折紙カ	良	
	恐々謹言	15.5×41.0	もと折紙カ	中破	袖欠損
	恐惶謹言	1:18.7×49.7 2:18.7×50.3	もと折紙カ	良	
	恐惶謹言	1:16.8×47.1 2:16.8×47.5	もと折紙カ	良	
	恐々謹言	1:16.8×24.0 2:16.8×17.1	続紙	良	検討を要す
	恐々謹言	34.7×44.5	縦紙・卷子装	小破	袖欠損
	かしく	1:17.5×51.5 2:17.5×31.5 3:17.5×6.0 封:17.5×8.0	もと折紙カ・卷子装	良	
		1:17.0×49.3 2:17.0×49.6	もと折紙カ・卷子装	良	末尾に貞享2年正月吉旦の長尾勝明による識語あり(16.8×34.3)
	全可領知者也	1:46.0×66.0 2:46.0×54.0	縦紙	良	
	全可領知者也	1:46.3×58.3 2:46.2×34.8	縦紙	良	
	全可領知者也	45.8×65.2	折紙	良	
	全可領知者也	46.9×65.0	折紙	良	
	全可領知候也	47.0×66.0	折紙	良	
	全可領知候也	45.8×65.1	折紙	良	
		26.8×20.5	冊子・袋綴	小破	後欠カ
		27.0×20.0	冊子・袋綴	小破	
(追筆)「我心鏡にうつるものならハ／よにたくひなき姿ならまし／(花押)(徳川斉昭)」		13.1×8.0	折本	良	包紙(墨付ナシ、24.0×33.2)
		16.0×20.7	小切紙	良	包紙「御筆「烈公(徳川斉昭)」二通／拝領 安島信立／「烈公御筆」(22.8×17.1)、21-14-1～2を包む
		1:15.4×7.9 2:15.4×10.1	続紙	良	巻紙に書す

①東京大学文学部所蔵「富田文書」目録

文書番号	文書名	年代	和暦	差出	宛所
21-1-1	徳川家康書状	1593100120	(文禄2年) 10月12日	(花押)	富田左近将監殿
21-1-2	堀摂津守某書状	1610080050	(慶長15年) 8月5日	堀津守■ (花押)	富信の様／人々御中
21-1-3	秋田実季書状	1623120110	(元和9年) 12月11日	秋城介／実季 (花押)	宗作様／貴報
21-1-4	安藤重信書状	9999100080	(慶長18年カ) 10月8日	安対馬守／重信 (花押)	富田信濃守殿／人々御中
21-1-5	本多正純書状	9999050030	(慶長年間) 5月3日	本上野介／正純 (花押)	富田信濃守殿
21-1-6	内藤忠興書状	9999040100	(年未詳) 4月10日	内藤帯刀／忠興 (花押)	富田宗清様／御報
21-1-7	内藤忠興書状	1674090130	(延宝2年) 9月13日	内藤帯刀／忠興 (花押)	富田宗清□／人々御中
21-1-8	白河隆綱書状	1589070110	(天正17年) 7月11日	隆綱 (花押)	参人々御中
21-2-1	富田知勝書状	9999070090	(天正年間) 7月9日	知勝 (花押)	
21-3-1	近衛信尹書状	1612100150	(慶長18年カ) 小春15日	(花押)	富信州
21-4-1	結城秀康書状	9999090180	(慶長年間) 9月18日	(花押)	土左馬殿
21-5-1	美濃国知行方目録	1591011160	天正19年 閏1月16日	(朱印)	富田左近将監とのへ
21-6-1	近江国知行方目録	1591040250	天正19年 4月26日	(朱印)	富田左近将監とのへ
21-7-1	羽柴秀吉知行充行状	1595050160	文禄4年 5月16日	(朱印)	富田左近将監とのへ
21-8-1	羽柴秀吉知行充行状	1595020260	文禄4年 2月26日	(朱印)	富田信濃守とのへ
21-9-1	羽柴秀吉知行充行状	1590090070	天正18年 9月7日	(朱印)	富田左近将監とのへ
21-10-1	羽柴秀吉知行充行状	1591040260	天正19年 4月26日	(朱印)	富田左近将監とのへ
21-11-1	富田氏給人方知行帳	1596100130	文禄5年10月13日		
21-12-1	富田氏知行村付	1610110130	慶長15年11月13日		
21-13-1	懐中鏡入	9999999999			
21-14-1	徳川斉昭和歌詠草	9999999999			
21-14-2	徳川斉昭書状	9999999999			

追筆	書止	法量・紙数	形態	状態	備考
		18.4×12.5	小切紙	良	包紙「烈公御筆」(18.0×13.8) ○モト斜封紙
	火中	18.3×20.3	小切紙	良	包紙「〈烈公様御筆〉廿九日ニ者、 御返し可被下候」(22.7×16.0)
(端書)「朱ハ源 烈公御真書」		13.5×36.9、 2丁	横帳(仮綴)	良	第2丁裏に徳川斉昭の書入あり
(端書)「朱ハ源 烈公御真書」		13.7×36.1、 3丁	横帳(仮綴)	良	
		1:18.0×49.4 2:18.0×7.3	続紙	良	巻紙に書す、包紙「〈烈公様御跡 継〉當中納言慶篤君御直書」 (23.9×16.0)
	以上	18.0×44.5	切紙	良	斐紙、捻封、包紙「〈備前岡山ノ 城主松平備前守トナル〉九郎磨様 〈烈公九男〉御直書」(25.8× 15.7)
	火中	14.3×50.2	切紙	良	包紙「烈公(徳川斉昭)様〈及〉 御簾中ノ貞芳院様(吉子女王)御 直書〈其他〉」(26.8×34.1)○モ ト斜封紙
		1:16.0×41.5 2:16.0×6.0	続紙	良	巻紙に書す
		1:15.8×23.8 2:15.8×12/5	続紙	良	巻紙に書す
		15.8×22.4	小切紙	良	
		1:13.6×34.9 2:13.6×4.1	続紙	良	巻紙に書す
	火中	1.15.8×29.7 2:15.8×1.3	続紙	良	巻紙に書す
		15.4×21.4	小切紙	良	
	早々早々	1:15.5×29.7 2:15.5×21.0	続紙	良	巻紙に書す
	早々	1:15.5×29.6 2:15.5×2.9	続紙	良	巻紙に書す
		20.1×27.6	小切紙	良	
		1:15.8×28.3 2:15.8×42.2 3:15.8×42.5 4:15.8×42.3 5:15.8×15.0	続紙	良	巻紙に書す
		1:17.6×10.7 2:17.6×3.5	続紙	良	巻紙に書す
	頓首	1:15.9×76.3 2:15.9×109.5 3:15.9×16.6	続紙	良	黄紙に書す、附箋「贈正四位戸田 忠太夫忠敬」(12.0×2.1)、包紙 「水戸藩諸名士書翰類」(26.7× 32.4)
		1:15.8×19.2 2:15.8×54.2 3:15.8×16.6	続紙	良	巻紙に書す、附箋「贈正四位藤田 誠之進彪」(13.8×2.2)、斜封紙 「松御殿様ノ上 藤田誠之進 (彪)」(27.5×9.9)
		1:15.5×19.0 2:15.5×48.0 3:15.5×47.8 4:15.5×44.0 5:15.5×29.7	続紙	良	巻紙に書す、附箋「安島帯刀」 (12.3×3.4)、21-24-1~4一括 (紐)、



文書番号	文書名	年代	和暦	差出	宛所
21-15-1	徳川斉昭書状	9999999999			三保之助（富田知定）
21-16-1	徳川斉昭書状	9999999999			
21-17-1	小瀧健介仕法ヶ条書	9999999999			
21-18-1	某仕法書	9999999999			
21-19-1	徳川慶篤書状	9999070090	（年未詳）7月9日		三保之助／智定
21-20-1	松平昭休書状	9999040090	（年未詳）卯月9日		
21-21-1	貞芳院（吉子女王）書状	9999100080	（年未詳）10月8日		〔富田三保之助（知定）へ〕
21-21-2	某書状	9999999999			
21-21-3	某書状	9999999999			
21-21-4	某書状	9999999999			
21-21-5	某書状	9999999999			
21-21-6	某書状	9999999999			
21-21-7	某書状	9999999999			
21-21-8	某書状	9999999999			
21-21-9	某書状	9999999999			
21-21-10	某書状	9999999999			
21-21-11	某書状	9999999999			
21-21-12	某書状	9999999999			三保之助（富田知定）へ
21-22-1	戸田忠敬書状	9999060050	（年未詳）6月5日		
21-23-1	藤田彪書状	9999999250	（年月未詳）25日	〔藤田誠之進（彪）〕	〔松御殿様／上〕
21-24-1	安島信立書状	9999060040	（年未詳）6月4日	弥次郎（安島信立）	彦之允（安島信順）様

追筆	書止	法量・紙数	形態	状態	備考
	恐惶謹言	15.5×37.2	切紙	良	附箋「安島帯刀」(12.7×3.5)
	恐惶謹言	23.4×48.2	折紙	良	附箋「贈正四位安島帯刀信立」(12.1×2.5)
		15.4×18.2	小切紙	良	
		1:15.8×16.1 2:15.8×36.2	続紙	良	卷紙に書す、附箋「贈正四位會澤伊太夫(安)」(12.1×2.1)
		1:15.8×15.4 2:15.8×42.4 3:15.8×3.8	続紙	良	卷紙に書す
		1:17.1×46.9 2:17.1×36.1	続紙	良	卷紙に書す、附箋「贈正四位芦〔根〕伊豫之助(泰)」(12.3×2.2)
		1:15.8×44.6 2:15.8×46.7 3:15.8×46.8 4:15.8×28.8	続紙	良	卷紙に書す、附箋「贈正四位武田耕雲齋(正生)」(12.2×2.0)
		1:15.5×15.9 2:15.5×19.6	続紙	良	卷紙に書す
		12.0×16.3、 40丁	大和綴	良	外題「知定君殉難之砌／懷中之雜書」

文書番号	文書名	年代	和暦	差出	宛所
21-24-2	安島信立書状	9999060190	(年未詳) 6月19日	安島弥次郎〈信立〉(花押)	幸原武太郎殿〈参人々御中〉
21-24-3	安島信立書状	9999010110	(年未詳) 正月11日	安島彌次郎〈信立〉(花押)	山方源四郎様〈参人々御中〉／同丑次郎様〈参人々御中〉
21-24-4	安島信立書状	9999020070	(年未詳) 2月7日夜	弥次郎(安島信立)	
21-25-1	会沢安書状	9999070160	(年未詳) 7月16日	安(会沢) 拜	安島(信立) 大兄
21-25-2	会沢安書状	9999010170	(年未詳) 正月17日	会沢安／再拜	戸田(忠敬) 君
21-26-1	茅根泰書状	9999030120	(年未詳) 3月12日	泰(茅根)／再拜	安東君執事
21-27-1	跡部正生書状	9999020120	(年未詳) 2月12日	跡(跡部正生)	伊賢兄
21-28-1	日下部翼書状	9999070220	(年未詳) 7月22日	日下部翼／再拜	松浦義兄
21-29-1	富田知定雑書	9999999999			

②東京大学史料編纂所架蔵影写本『富田文書』所収文書目録

通番	文書名	和暦	差出	宛所	備考
1	羽柴秀吉知行充行状	天正18年9月7日	(朱印)	富田左近将監とのへ	原本9-1
2	羽柴秀吉知行充行状	天正19年4月26日	(朱印)	富田左近将監とのへ	原本10-1
3	美濃国知行方目録	天正19年閏1月16日	(朱印)	富田左近将監とのへ	原本5-1
4	近江国知行方目録	天正19年4月26日	(朱印)	富田左近将監とのへ	原本6-1
5	羽柴秀吉知行充行状	文禄4年2月26日	(朱印)	富田信濃守とのへ	原本8-1
6	羽柴秀吉知行充行状	文禄4年5月16日	(朱印)	富田左近将監とのへ	原本7-1
7	白河隆綱書状	(天正17年)7月11日	隆綱(花押)	参人々御中	原本1-8
8	徳川家康書状	(文禄2年)10月12日	(花押)	富田左近将監殿	原本1-1
9	本多正純書状	(慶長年間)5月3日	本上野介／正純(花押)	富田信濃守殿	原本1-5
10	安藤重信書状	(慶長18年カ)10月8日	安対馬守／重信(花押)	富田信濃守殿／人々御中	原本1-4
11	堀撰津守某書状	(慶長15年)8月5日	堀津守■(花押)	富田信の様／人々御中	原本1-2
12	秋田実季書状	(元和9年)12月11日	秋城介／実季(花押)	宗作様／貴報	原本1-3
13	近衛信尹書状	(慶長18年カ)小春15日	(花押)	富信州	原本3-1
14	中堀長茂起請文前書	慶長16年12月25日	中堀内膳正長茂(花押)	富田勘解由殿	原本無
15	内藤忠興書状	(年未詳)4月10日	内藤帯刀／忠興(花押)	富田宗清様／御報	原本1-6
16	内藤忠興書状	(延宝2年)9月13日	内藤帯刀／忠興(花押)	富田宗清□／人々御中	原本1-7
17	花押鑑				原本無
18	後陽成天皇口宣案	天正18年10月28日		豊臣知信	叙従五位下
19	後陽成天皇口宣案	天正18年10月28日		豊臣知信	任信濃守
20	羽柴秀吉知行充行状	天正19年7月21日	(朱印)	富田信濃守とのへ	
21	羽柴秀吉知行充行状	慶長2年1月7日	(朱印)	富田左近将監とのへ	
22	徳川家康知行充行状	慶長13年9月15日	(朱印)	富田信濃守とのへ	
23	本多正純外三名連署書状	(慶長年間)4月4日		富田信濃守殿	
24	富田宗清覚書				
25	宇多源氏佐々木富田系図				